**代　表　者　就　任　承　諾　書**

私は、令和　　年　　月　　日に開催された　　　　　 　　　　　　町内会　（ 通常・ 臨時 ）総会において、代表者に選任されましたので、その就任を承諾します。

なお、代表者就任にあたり次のとおり申告します。

１ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無　（ 　有　　・　　無　　）

２ 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無　（ 　有　　・　　無　　）

（有の場合）職務代行者 住所

氏名

３ 代理人の有無　　　　　　　　　　　　　　　（ 　有　　・　　無　　）

（有の場合）職務代行者 住所

氏名

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　町内会名

住　 　　所

氏名（自署）

 (生年月日　　　年　　　月　　　日生)

・裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

・「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。

民事保全法

（仮処分命令の必要性等）

第二十三条　係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

２　仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

（仮処分の方法）

第二十四条　裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

地方自治法　（一部改正）

第二百六十条の八　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の十　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。